

## I-4 令和6年度原子力防災訓練の概要

### 1 番系列

1 日 14 日 (金)	外部事象・国や九電の動き等 警戒事態 (A L)	14:00 地震発生(最大震度7) (A L) 15:00 川内原発1号機：警戒事態 (A L)	14:00 県災害対策本部設置(自動設置) 14:15 知事への状況報告	14:00 県現地災害対策本部設置(自動設置) (国) 規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部設置 ・川内規制事務所及び県要員によるオフサイトセンター立ち上げ訓練
			15:00頃 副知事到着(想定) 15:15～15:25 第1回県現地災害対策本部会議 《県》(県現地災害対策本部長への状況報告等)	
		15:30～15:45 第1回県災害対策本部会議 (1時間経過時点の情報共有、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備状況の確認)	15:30～15:45 県災害対策本部会議	
		15:45～16:00 県・関係市町会議 (各関係9市町の被害状況確認)	15:45～16:00 県・関係市町会議	16:10～16:20 第2回県現地災害対策本部会議 《県》(県災対本部会議及び県・関係市町会議の共有)
		16:45 (9電)原災法第10条通報 (S E) 16:45 規制委員会によるS E確認 16:50～17:00 原子力事故合同対策本部会議 (避難要請等の説明、被書状況等の共有等)	16:45 (国)規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部設置 16:45～17:00 原子力事故合同対策本部会議	17:05～17:15 第3回県現地災害対策本部会議 《県》(第1回事故連会議に向けた調整)
		17:20～17:50 O F C事故運会議 —	17:20～17:50 第1回現地事故対策連絡会議 <国主催> (S E防護措置実施の情報共有)	17:50～18:05 第2回県災害対策本部会議 (プラント現状・今後の見通し、国からS E要請内容確認、S E避難者避難先等の確認)
				17:50～18:05 県災害対策本部会議
				18:15頃 創練中断

外部事象・国や九電の動き等		県庁	オフサイトセンター
08:30 施設敷地 緊急事態 (S E)	08:30頃 訓練再開		
	○FC事故運会議	08:30～09:00 第2回現地事故対策運会議 <国主催> (原災法15条防護措置実施の検討)	
	9:00～9:15 第3回県災害対策本部会議 (プラン現状・今後の見通し, SE防護措置実施状況の確認, GE防護措置に関する準備状況の確認)	県災害対策本部会議	
09:45 全面緊急 事態 (G E)	(09:31) (九電)原災法第15条運報 (G E) 09:45 規制委員会による第15条事象を認定 ↓ 09:50～10:00 状況確認・対応方針の事前検討 (緊急事態宣言総理上申法定)資料を危機管理監に説明)	9:50～10:00 状況確認・対応方針の事前検討	
2日目	10:50～ (国)緊急事態宣言 (首相会見)	官邸とのTV会議接続テスト 10:20～10:30	
2月15日 (土)	10:50過ぎ～11:20 第1回原子力災害対策本部・第3回非常災害対策本部合同会議 (国)原災法第15条3項目指示 PAZ内の住民避難・要配慮者屋内退避等 UPZ住民の屋内退避等	10:50～11:20 緊急事態宣言、第1回原子力災害対策本部・第3回非常災害対策本部合同会議 11:25～11:55 ○FC会議 11:55～12:10 第4回県災害対策本部会議 (国による防護措置指示等の確認)	
	12:10～ 13:00 訓練中断	12:10～ 13:00 訓練中断	
	13:00～	・○FCと連携して、プラインド訓練 (~17時) を実施	
	一時移転対象区域照会 (テレビ会議) 県庁, 薩摩川内市, いちき串木野市, ○FC, ERIC	14:00～14:15	
	15:00～15:20 第N回県災害対策本部会議 (○1し2に基づく国からの指示内容確認、一時移転等の防護措置に関する対応の確認)	15:00～15:20 第N回県災害対策本部会議 <国> (第N回合対協に向けた情報共有)	
	16:30～16:55 第N回原子力災害合同対策協議会 (国による防護措置指示等の確認)	16:30～16:55 第N回原子力災害合同対策協議会 <国主催> (国による防護措置指示等の確認)	
	17:00頃 訓練中断 (○FCにて訓練振り返り実施)		

08:30 全面緊急 事態 (G E)	外部事象・国や九電の動き等	県 庁	8:30頃 訓練開始	オフサイトセンター
	避難訓練の実施状況を把握するため、県災害 対策本部要員を配置し、情報連絡訓練を実施		避難訓練の実施状況を把握するため、県災害 対策本部要員を配置し、情報連絡訓練を実施	
		※ 市町においては住民避難訓練等を実施し、訓練の開始 ・終了等の報告（電話、NISS等）を県災害対策本部へ 実施	※ 県は市町の住民避難訓練の実施状況等について、隨時 確認	※ 県は市町の住民避難訓練の実施状況等について、隨時 確認

## 2 住民、関係機関の動き

